## 佐賀県告示第50号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による介護 扶助のための居宅介護を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生 活保護法第54条の2第1項の規定による介護支援給付のための居宅介護を担 当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年3月1日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1(1) 指定年月日 平成30年12月1日
  - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社久保薬局 代表取締役 久保 寛和 所在地 佐賀市白山一丁目4番38号
  - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類名称 くぼ薬局医大通り店 所在地 佐賀市鍋島三丁目2番1号 サービスの種類 居宅療養管理指導
- 2(1) 指定年月日 平成31年2月1日
  - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地名称 向 弘之所在地 西松浦郡有田町本町丙 1498 番地 4
  - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 むかい歯科医院 所在地 西松浦郡有田町本町丙 1498 番地 4 サービスの種類 居宅療養管理指導